イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.590

W_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　1.2128

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.5795

W_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　1.2205

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.5846

W_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　1.21974

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.58256

$W_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　1.20205

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.57179

$W_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.88974

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.31051

$W_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.90308

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.33179

$W_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.16846

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.18641

$W_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.23718

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.25154

$W_{令6}$　ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.35026

イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.40590

X_n　合併新法に基づき実施する市町村合併推進事業（既存の公共施設等を廃止して行う統合施設の整備等であつて市町村合併による行政コストの合理化効果の発現に繋がる事業を除く。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号 B_n に準ずるものとする。

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.200

Y_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　4.7400

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.1700

Y_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　4.7700

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.1900

Y_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　4.76500

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.18400

$Y_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　3.53300

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　4.97700

$Y_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　3.47600

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　5.12100

$Y_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.26700

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.30900

$Y_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.65700

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.72700

$Y_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.92500

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.98100

Z_n　合併新法に基づき実施する市町村合併推進事業（既存の公共施設等を廃止して行う統合施設の整備等であつて市町村合併による行政コストの合理化効果の発現に繋がる事業を除く。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるものとする。